



会 議： 国際海事機関（IMO）第 108 回海上安全委員会（MSC 108）
開催場所： 国際海事機関（IMO：英国ロンドン）及びオンラインのハイブリッド
会議期間： 2024 年 5 月 15 日～24 日
海技研からの出席者：宮崎 恵子 国際連携センター長
太田 進 研究特命主管（日本船舶技術研究協会審議役）

概要：海上安全委員会（MSC 108）は、

- 大型液化水素運搬船に係る安全要件の改正の採択、アンモニア運搬・燃料船に係る安全要件の改正の承認を行った。
- 自動運航船（MASS）の国際ルールについて更なる検討を行った。

主な貢献

宮崎は、自動運航船のためのゴールベース型規則の策定（議題 4）を担当し、その作業部会（WG）にも参加し、審議に貢献した。

太田は、主として日本船舶技術研究協会審議役として参加し、義務要件の検討と採択（議題 3）を担当し、同議題の起草部会（DG）にも参加し、審議に貢献した。



当所からの出席者

主な審議結果

当所職員が担当した議題の主な審議結果は以下の通りである。他の事項及び審議結果の詳細については、他機関の報告を参照願いたい。

1 議題 3 義務要件の検討と採択

委員会は、以下の改正案等を採択した。

- タンカー以外の船舶への非常用曳航装置の備え付けに係る SOLAS 条約第 II-1 章の改正（発効予定：2028 年 1 月 1 日）
- 車両区域等の火災探知能力等の強化に係る SOLAS 条約第 II-2 章の改正及びコンテナが海上に落下した場合の通報の詳細に係る SOLAS 条約第 V 章の改正（発効予定：2026 年 1 月 1 日）
- 設計蒸気圧力の算式の見直しや燃料タンクの圧力逃し要件の強化に係る IGF コードの改正（発効予定：2026 年 1 月 1 日）



- 一部で荷繰りを行わない部分積載に応じた復原性計算に係る国際穀類コードの改正（発効予定：2026年1月1日）
- 船体構造の板厚測定を行う機関の認証手順の変更等に係る 2011 年のばら積み貨物船及び油タンカー検査の際の強化された検査計画に関する国際規則（2011 年 ESP コード）の改正（発効予定：2026年1月1日）
- 救命胴衣の水中性能確認方法の明確化及び救命艇・救助艇の降下速度の限界値の変更に係る国際救命設備コード（LSA コード）及び改正救命設備試験勧告の改正（発効予定：2026年1月1日）
- 車両を積載する暴露甲板用の固定式水系消火装置及びリニア熱感知器の仕様に係る国際火災安全設備コード（FSS コード）の改正（発効予定：2026年1月1日）
- ナトリウムイオン電池駆動車及びリチウムイオン電池駆動車等の運送要件の改定等に係る国際海上危険物規程（IMDG コード）の改正（発効予定：2026年1月1日。2025年1月1日以降任意で実施可能）
- 救命艇の換気装置の年次検査項目への追加に係る救命艇、救助艇、進水装置及び離脱装置の保守、詳細検査、作動試験、開放及び修理のための要件（決議 MSC.402(96)）の改正（発効予定：2026年1月1日）
- いじめやハラスメントを防止するための能力要件の追加に係る 1978 年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関するコード（STCW コード）の改正（発効予定：2026年1月1日）
- STCW 条約と同等とするための能力要件や長さとトン数の読み替えの規定の導入等に係る 1995 年の漁船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約（STCW-F 条約）付属書の改正（発効予定：2026年1月1日）
- 漁船員に必要な能力要件を規定するための 1995 年の漁船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際コード（STCW-F コード）の策定

2 議題4 自動運航船のためのゴールベース型規則の策定

自動運航船のための国際的な規則策定については、2022年10月のMSC 106で、非義務的な規則の骨子案が原則合意され、昨年6月のMSC 107及び10月の会期間作業部会（MASS-ISWG 2）で、自動運航船に関する重要な用語や基本原則に関する議論を深めた。一方、MSC 107で設置された会期間通信作業部会（CG）での審議は、規則の内容が多岐に渡ることもあり、航行、遠隔操船、防火等の各章の自発的グループ（複数の国及び国際機関から成る）別にメール及びオンラインで進められた。我が国は、主要な航行の章のリーダーを担当し、草案作成を主導するとともに、遠隔操船、通信、捜索救助、機関、電気設備等のグループにも参加し、草案作成に貢献してきた。

今次会合では、上記CGの結果が報告されるとともに、規則の目標や適用範囲、基本原則について順次、合意形成が進められた。再設置されたCG及び今年9月開催のMASS-ISWG 3にて引き続き非義務的規則の審議が行われるが、現時点の進捗状況を踏まえ、非義務的規則は2025年のMSC 110に最終化されることが合意された。義務的規則については、非義務的規則の適用実績を踏まえた慎重な審議が必要なことから、2032年の発効を目指すことが合意された。

3 次回会合

次回MSC 109は、2024年12月2日～6日に開催される予定である。